

第1667回島根県教育委員会会議 会議録

日時 令和7年10月16日

自 13時30分

至 16時25分

場所 教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

一公 開一

(承認事項)

第3号 令和8年度定期人事異動方針（教育委員会事務局等職員及び県立学校事務職員等）について（総務課）

————以上原案のとおり承認

(報告事項)

第34号 島根県教育委員会委員の任命同意について（総務課）

第35号 令和7年度地方教育行政功労者表彰について（総務課）

第36号 「しまね教育の日」について（総務課）

第37号 障がい者雇用の状況について（総務課）

第38号 令和8年度（令和7年度実施）島根県公立学校教員採用候補者「特別選考試験（第2回）」の結果について（学校企画課）

第39号 教員不足の直近の状況と対策について（学校企画課）

第40号 令和8年3月高校卒業予定者の進路希望状況等について（学校教育課）

第41号 令和7年度優良公民館及び公民館職員表彰（教育長表彰）について（社会教育課）

————以上原案のとおり了承

－非公開－

(議決事項)

第17号 教職員の懲戒処分について (学校企画課)

第18号 教職員の懲戒処分について (学校企画課)

第19号 令和9年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験のアウトライนについて (学校企画課)

—————以上原案のとおり議決

(協議事項)

第5号 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律を踏まえた給与見直しの検討状況について (総務課)

—————以上資料により協議

(報告事項)

第42号 令和7年秋の叙勲内示について (総務課)

第43号 教職員の公益通報への対応について (総務課)

—————以上原案のとおり了承

Ⅱ 出席者及び欠席者

1 出席者

【全議題出席】原田委員 生越委員 黒川委員 植田委員 高島委員
【報告第43号以外出席】野津教育長

2 欠席者

なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

| | |
|----------------|--------------------|
| 京谷副教育長 | 全議題 |
| 伊藤教育監 | 全議題 |
| 野々内教育次長 | 全議題 |
| 渡部教育次長 | 公開議題 |
| 大場教育センター所長 | 公開議題 |
| 瀧総務課長 | 全議題 |
| 澤井総務課調整監 | 公開議題 |
| 和田教育施設課長 | 公開議題 |
| 竹崎学校企画課長 | 公開議題、議決第19号 |
| 和田学校企画課管理監 | 公開議題、議決第17号、報告第18号 |
| 大庭県立学校改革推進室長 | 公開議題 |
| 山本働き方改革推進室長 | 公開議題 |
| 登城学校教育課長 | 公開議題 |
| 高倉学校教育課管理監 | 公開議題 |
| 椿義務教育推進室長 | 公開議題 |
| 伊藤幼児教育推進室長 | 公開議題 |
| 土江教育連携推進課長 | 公開議題 |
| 清水教育DX推進室長 | 公開議題 |
| 八束特別支援教育課長 | 公開議題 |
| 太田保健体育課長 | 公開議題 |
| 横地社会教育課長 | 公開議題 |
| 勝部人権同和教育課長 | 公開議題 |
| 池淵文化財課長 | 公開議題 |
| 藤原世界遺産室長 | 公開議題 |
| 原田古代文化センター長 | 公開議題 |
| 安部福利課長 | 公開議題 |
| 勝部教育センター教育企画部長 | 公開議題 |

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

| | |
|-----------------|-----|
| 山本総務課課長代理 | 全議題 |
| 山崎総務課課長補佐（人事法令） | 全議題 |
| 瀧川総務課主任 | 全議題 |

III 審議、討論の内容

野津教育長 開会宣言 13時30分

| | | |
|------|-------|----|
| 公開 | 議決事項 | 0件 |
| | 承認事項 | 1件 |
| | 協議事項 | 0件 |
| | 報告事項 | 8件 |
| | その他事項 | 0件 |
| 非公開 | 議決事項 | 3件 |
| | 承認事項 | 0件 |
| | 協議事項 | 1件 |
| | 報告事項 | 2件 |
| | その他事項 | 0件 |
| 署名委員 | 黒川 委員 | |

一公 開一

承認第3号 令和8年度定期人事異動方針（教育委員会事務局等職員及び県立学校事務職員等）について（総務課）

○瀧総務課長 （資料を一括説明）

○生越委員 以前も伺ったが、困難係長という言葉を聞くと、私は顔をしかめて「困難がやってきた」みたいなイメージがある。その困った顔の方を想像してしまう。正式な役職名ではないということを伺っているが、こうやって紙に残されているということは、これが皆さんの中で通用している言葉だと思うのだが、職員の方にとって、困難係長を引き受けるというときにモチベーションが上がる言葉なのかなと思う。実際はどうなのか。

○瀧総務課長 職員一人ひとりがどう思っているかというと、私は、この職種になってから、困難係長というのを経験せずに、こういった段階がないときに過ごしており、困難係長になったことはないが、困難は、確かに言葉として非常に難しいという意味の言葉でもあるが、職員としては、職の一つの段階として捉えていると思っている。付いていない係長より困難である。その上にまた課長補佐がいるので、その間というところでの一つの級であるというふうに、職員としては理解をしているというふうに考えている。

○野津教育長 ちなみに、困難課長としての感想はどうか。

○瀧総務課長 課長にも実は課長と困難課長というのがあり、そちらの方は前からある。課長の中でも級が2つあり、先に課長のところで、困難課長、課長というのがあった。どちらかというと、職員としては新たに困難という名前が全く新しく付いたというよりは、前にも例があったということである。

○野津教育長 あなたの個人的な困難課長就任に当たっての感想はどうか。

○瀧総務課長 困難課長なので、困難なことも多いと思っているが、やりがいがある仕事をさせていただいて、大変ありがたいと思っている。

○生越委員 例えば解決係長とか、最近は何点ゼロとかという感じなので、係長2.0とかになったら、イメージがにっこりできて、楽しく仕事ができるのではないかと思うが。

○野津教育長 給料が上がることの裏返しであるので、同じ仕事ではないということである。やはり、係長の職務の中で、いろいろな案件があって判断、あるいは、報連相を含めて部下を指揮するという意味で、仕事の内容が大きくなっている、責任が大きくなっているという段階である。それをもって給料が上がる、あるいは、更に課長補佐になるという道も

あり、事務屋、いわゆる事務職員で、全く気にはしてない。1つのステップで、そこに挑戦できることというのは、職員としてもやりがいがある。

それは昔から課長のときもそうである。困難課長になるということは、県職員としてのゴールの1つでもあり、更にその上、この辺りは困難課長が終わった人たち。こういうきちんといろいろと説明しなければいけない立場を終わって座っておられる。それに至っても、きちんと段階、段階の仕事をやっている。責任があり、やりがいもある。困難課長は普通の課長よりもやりがいもあるし、困難係長も同様ということである。普段から困難係長と呼ばれるわけではないので、実際になるのは何々係長、あるいは何々課長、例えば総務課長などであるので、そこは全く普段は気にならない。

○高島委員 6ページの3 重点事項の「(2) 教育行政全般に精通した職員の育成」ということで、本当にこういう資料を見ても、私はよく理解できないことがたくさんある。

「マネジメントできる職員の育成」と書いてあるが、教育行政全般をよくしていこうというのは分かる。こういうマネジメント職員を育成して、例えば、コミュニティ・スクールに指定された学校に、CSコーディネーター（コミュニティ・スクール・コーディネーター）といった人が配置されているのだと思うが、そういう人たちを育成したりするのも、このマネジメントできる職員さんになるのか。

ここに「指導主事や社会教育主事等と連携をしながら」とあるが、先ほどのコミュニティ・スクール1つ挙げると、しっかり社会教育を経験された社会教育主事さんたちが、学校教員として帰っていかれて、管理職の校長先生、教頭先生がそういったところをしっかり理解されていれば、CSコーディネーターさんも非常にスムーズにやりやすいのではないか。

しかし、そうではない場合、とても苦しい思いをされるのかなというのが想像できる。そうすると、マネジメントができる職員さんも、この辺りの理解がこの行政の中でもしっかりされていないと、なかなか難しいのかなと想像する。

スムーズにいかないのが多分連携だろうとはすごく思うが、その辺りでスムーズにいかせるためには、その制度や、お互いがやっていることを理解し合いながらやっていかないと、人間関係がギクシャクして辞めていくような職員さんを作ってしまうような気がしてしまう。これはおそらく、教育行政全般のマネジメントができる職員ということで理解はしつつも、こういうことを細かく気にしていた。

○瀧総務課長 先ほど、この項目を平成 30 年度に新たに設けたと申し上げた。我々、行政の職員は、知事部局と行き来をしているので、基本的に人材育成方針についても、知事部局とほぼ同じ形で作成をしている部分が大きいということになる。平成 30 年度に教育委員会において、教育行政、この教育庁において、指導主事がおられたり社会教育主事がおられたりというところで、そういったところと、きっちり先ほどおっしゃったその連携をしながら、マネジメントができる職員を育てていくという、教育委員会事務局の職員の育て方というものを明記すべきだというところの考え方もあり、ここに新たにこういった項目を立てたというのが、この項目がある理由ということになる。

先ほど言っていただいたように、一つ一つの具体的なところでのことをここで意味しているわけではないが、やはり教育のことについて理解を深めて、そういった理解の上で、連携をしてマネジメントしていく、そういった職員を育てるという人材育成の方針だというふうに考えているところである。

○植田委員 2点ほどお聞かせください。1つ目は、4ページに「令和5年度に導入した本庁係制」という文言がある。先ほどの困難係長のところがよく分からなくて、若手職員を積極的に係長へ登用するというふうな文言が続いている。その内容についてお聞かせいただきたい。

2つ目は、7ページの(6)の中に、庁内公募の「チャレンジ制度」という文言がある。この活用というか、どれぐらい職員が公募に応募しているか、その公募に対して、どれぐらいそれがかなうのか、そういうことが分かれば教えていただきたい。

○瀧総務課長 まず1点目、係長制についてである。この係長制が導入される前は、グループ制ということになっており、今の係よりも、もっと大きい職員の単位が一番小さい単位ということで仕事をしていた。それはその職員の人数の方、年齢層の構成ということがあり、昔は係長制というのがあったが、一度県の中で見直しがあり、もう少し大きい単位で、そのグループの中で上手に仕事がやりとりできるようにということで一度そのグループ制というものを取り入れたところである。しかしながら、現在、若手の職員が増えてきており、一つにはもう少し小さい係という単位で仕事をしようということと、早めにマネジメントする立場に立って、そういった経験をすることで、能力を伸ばしていこうということで、係長制にし、若い職員に係長を経験させるという趣旨で、ここに記載をしているところである。1点目の回答が以上になる。

庁内公募の「チャレンジ制度」のところだが、こちらについては人事課が主体となって行っており、所属の方から、是非、そういった仕事をやりたい職員に来てほしいということで、所属とやりたい仕事を示して、応募してほしいということで庁内に公募をかけているところである。何人の応募があったなど、そういったことは公表をしていない。結果的にその自分が選ばれたかどうかというところについても、人事異動でお示しをするので、何人の応募があって自分が選ばれたのか、そういったことは分からぬ仕組みということにしておるところである。

○植田委員 今のチャレンジ制度はやはり職員のやる気が生かされる、本当にいいことはないかと思っている。これからもそういうのを続けてもらうといいと思う。

○黒川委員 困難係長のところに戻るが、生越委員が言われたとおりの質問を、私は去年丸々同じことを質問させてもらった。初めて入ってくる言葉が困難係長。こうやって人材育成を、若手の能力を伸ばすための若手職員が目指したい役職というところで、なんてネガティブな言葉なのだろうと。正式な名前ではないが、こうやって文字に起きたと、それなりのインパクトもある。これを経験された方は、もちろんどういう仕事で、キャリアアップをされてということを分かっておられるだろうが、今、若い人たちがやりがいを持って目指せるかというところの名前のネーミングは、かなり大きなところかなと思う。すぐに変わるとも思わないが、ただ、それも大事だなというところを心に留めておいていただければありがたいなと思っている。念押しである。

○原田委員 高島委員の言ったところに思いがある。教育行政全般に精通した云々というところで、そもそも事務局職員と県立学校事務職員の基本方針だと思うが、先ほど言った言葉の切り取りで悪いが、教育委員会事務局の職員が、指導主事や社会教育主事と関わる機会が多いこの場だから、それが大事だというのは分かる。でも、県立学校事務職員も入っているのであれば、ここだけでなく、県立学校も同じではないかと思うと、それを聞いたときに、これでは教育委員会事務局主体の人事異動にと受け取ってしまった。それは違いますよね。

○瀧総務課長 私の説明に少し足りなかつた部分があつて申し訳ない。もちろん、これは県立学校の事務職員の人事異動方針でもある。県立学校の事務職員については、学校の先生としっかりと連携していくことが、今、特に事務室の職員には求められていると思ってい。そこはできるだけ垣根をなくすというか、しっかりと連携をとつて仕事をしていくことで、学校現場が良くなるというふうに思つてゐる。そこについては、教員とか、教育職員

という書き方はしていないが、教育行政というところにおいては、当然に学校現場もその対象となっているので、私の説明が足りなかった。

○原田委員 特別支援学校もおそらく県立学校も同じだと思うが、校長や管理職はとても努力していて、事務職員の方にも学校の方では子どものことを分かってほしい。なかなか難しいかもしれないが、授業を見てもらったりとか、各イベントとか学校行事も見てもらうことによって、より理解を深めて、それがまた教育行政とか、物を買ったりとか、学校を直す理由に繋がっているので、併せてよろしくお願ひする。

——原案のとおり承認

報告第34号 島根県教育委員会委員の任命同意について（総務課）

○瀧総務課長 （資料を一括説明）

質問意見なし

——原案のとおり了承

報告第35号 令和7年度地方教育行政功労者表彰について（総務課）

○瀧総務課長 （資料を一括説明）

質問意見なし

——原案のとおり了承

報告第36号 「しまね教育の日」について（総務課）

○瀧総務課長 （資料を一括説明）

○黒川委員 毎年11月1日が「しまね教育の日」として条例でも定められているが、これは教育関係者の皆様には当たり前なのかもしれないが、地域にいる自分たちにとって11月1日が教育の日というのが結びつかない。そのところの周知は、どのようにされているのかお伺いしたい。

○瀧総務課長 現在行っているのは、関係機関へチラシを配布したり、それから新聞の方でも、考える県政という県の広報を行っている新聞のところで、10月12日に広報をしている。お知らせも、それとは別に10月30日に出している。また、ラジオなどでも、県政のお知らせのコーナーがある。県のホームページでも広報を行っているところである。

○黒川委員 分かった。ホームページと言うと、知りたい情報を取りに行くというふうにつながると思うので、なかなかそこを見に行かないとながらないというところがあるが、私、島根県のLINEを登録している。LINEでも、11月1日は「しまね教育の日」という案内が来るのか。去年あったのかなと思う。また、もしLINEなどでも流せるようであれば、幅広く周知の方をお願いしたい。

もう1点、「しまね教育の日」のところで、「学校、家庭、地域、行政が一体となり、県民総参加で教育に関わっていくべきとの趣旨で」というところの条例制定だったと思うが、フォーラムが、県教育委員会がするから、こういうイベントになると思う。しまね教育の日というのを、民間で周知するために、イベントなどで名前を使ってもいいものなのか教えていただきたい。

なぜかというと、私事であるが、11月1日に、自分が隠岐の島なので、隠岐の島の3つの高校が、うちの地域に集まってイベントをすることになった。その時にネーミングをどうしようかというところで、まず、11月1日なのに、先生の中でも教育の日企画とかそういう名前が上がらなかつたというところの違和感がある。それは自分もきちんとしなければいけないなという反省もあるが、せっかく地域にこうやって学校が来て、自分たちの授業と私たちの暮らしをつなげるイベントをしているので、それなら、「11月1日しまねの教育の日企画、つながるマルシェ」みたいに、民間でも地域でも気軽にこういうネーミングを使わせてもらつてもいいのか、お伺いしたい。

○瀧総務課長 まず、先ほどの広報については、広報の中で、当然11月1日はしまね教育の日とは書いているが、基本的にはフォーラムの広報という中で、しまね教育の日に触れているという形なので、「しまね教育の日」という打ち出しが少し弱いというか、それだけを打ち出していくないというところがあるというふうに思う。「しまね教育の日」そのものの認知度が低いということで、広報のやり方としては、そういったところも検討しないといけないのかなと、今、御意見を伺って思ったところである。

また、「しまね教育の日」が11月1日というのは条例で定められておるところであるので、11月1日が「しまね教育の日」であるということで何かをしていただくということに関しては、民間の方でしていただけるのは、私どもとしては大変ありがたいことである。

○黒川委員 安心した。どちらにもメリットがあり、幅広く周知ができるよう頑張る。

○植田委員 私が学校教育現場にいるときに、しまね教育ウィークの報告をしなさいということがあったが、今でもあるのか。

○瀧総務課長 ある。

○植田委員 あれは私たちからすると、それこそ学校の負担感がある。わずかなことだが、検討していただければと思う。

——原案のとおり了承

報告第37号 障がい者雇用の状況について（総務課）

○瀧総務課長 (資料を一括説明)

質問意見なし

——原案のとおり了承

報告第38号 令和8年度（令和7年度実施）島根県公立学校教員採用候補者「特別選考試験（第2回）」の結果について（学校企画課）

○竹崎学校企画課長 (資料を一括説明)

質問意見なし

——原案のとおり了承

報告第39号 教員不足の直近の状況と対策について（学校企画課）

○竹崎学校企画課長 (資料を一括説明)

○野津教育長 年度途中に欠員があって、現場には大変申し訳ないところである。その後、産休、育休がどんどん入ってきている。これ自体は大変いいことであるので、できるだけそういうことを取りたい人が取れる環境を作つてあげることが、とても大事なことだと思う。そういう意味で、毎年の傾向であるが、年度中途に新たに生じた欠員分ぐらいがちょうど年度中途に確保できている。今年は少し多いが、まだ半年あるので分からぬが、調べてみると年度始めの欠員の数が年度末の欠員数にだいたいそのままなっているが、今、半年でプラス100のマイナス100とかなり大きな変動をしているというのが実態である。

スタッフが、退職者に対し、ゴールデンウィークが終わった頃に、いかがでしょうか、寂しくありませんかというようなお声掛けをしたり、あらゆる事を通じて、学校現場の管理職だけでなく、一般の先生が教え子に声をかけてみたり、様々な市町村の教育委員会に

もやってもらっている。もちろん県教委の事務局は当然のことであるが、一生懸命やってくれている。表には、結果的に合計がそんなに変わらないが、このプラスマイナスが大きなものが実はあるということで、この頑張っているスタッフや現場の方々にお礼を申し上げたい。

——原案のとおり了承

報告第40号 令和8年3月高校卒業予定者の進路希望状況等について（学校教育課）

○登城学校教育課長 (資料を一括説明)

質問意見なし

——原案のとおり了承

報告第41号 令和7年度優良公民館及び公民館職員表彰（教育長表彰）について（社会教育課）

○横地社会教育課長 (資料を一括説明)

質問意見なし

——原案のとおり了承

原田委員（教育長職務代理者）閉会宣言 16時25分